

見学記念スタンプ

公開日 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日等はお休み)

公開時間 午前10時～午後6時(入室は午後5時30分まで)

入場料 無料

所在地 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省赤れんが棟

交通のご案内

東京メトロ有楽町線「桜田門」駅下車(5番出口)徒歩1分  
東京メトロ丸の内線・日比谷線「霞ヶ関」駅下車(A1出口)徒歩3分  
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅下車(A1出口)徒歩5分  
都営三田線「日比谷」駅下車(A10出口)徒歩6分  
JR山手線・京浜東北線「有楽町」駅下車(日比谷口)徒歩10分

予約・お問い合わせ

10人以上の団体で見学を希望される場合は、電話・インターネット等で予約をしてください。予約は3か月前から受け付けています。

連絡先

法務史料展示室係

●電話番号 03-3592-7911 ●インターネット [法務史料展示室](#)

「団体名(又は代表者名)、見学日時及び人数」を必ず記載してください。



R270  
古紙・パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 法務史料展示室 メッセージギャラリー





# 赤れんが棟の概要

## 赤れんが棟（法務省旧本館）

法務省赤れんが棟の中にある法務史料展示室・メッセージギャラリーには、明治の雰囲気を今に伝える復原室(旧司法大臣官舎大食堂)などがあり、日本の近代化に関する貴重書などの史料を数多く展示しています。

## 官庁集中計画（明治政府の近代化政策）

明治政府は、諸外国との条約改正に先立ち、近代国家としての体制を整えるため、明治19年（1886）に西洋式の建築による官庁集中計画に着手しました。日本が欧米諸国と肩を並べられる内容と法制度をもった国であることを示すために、建築物ほど視覚的にアピールするものはないと考えたのです。

そして、その計画案策定のために、ドイツの高名な建築家で、共同の建築事務所を開いていたエンデとベックマンを招へいしました。

## エンデ&ベックマンの来日

明治19年（1886）4月に来日したベックマンは、まず神戸から日光までを旅行し、日本建築に関する知識を深めました。そして政府への様々な提言と建築計画一通りの作業を終えると、国会議事堂・裁判所・司法省の3件の設計契約を政府と交わし、帰国します。

半年後の明治20年（1887）5月、ベルリンで完成させた都市計画と諸官庁建築案を携えて、エンデが来日しました。

しかし、この頃の政治状況は変化しつつあり、財政上の問題と条約改正失敗等によって官庁集中計画は縮小・変更を余儀なくされたため、エンデはベックマン案を縮小し、日比谷に諸官庁を建てる案を作成しました。

最終的にエンデの計画案のうち竣工できたのは司法省(現法務省)と大審院(現最高裁判所)だけでした。

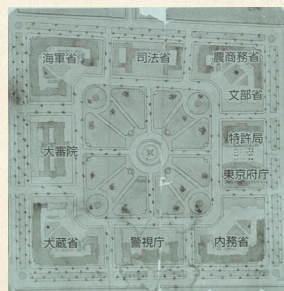


(ヘルマン・エンデ)

(ヴィルヘルム・ベックマン)



(官庁集中計画(ベックマン案))



(官庁集中計画(エンデ案))



(エンデ&ベックマン第一次計画案透視図(司法省庁舎))

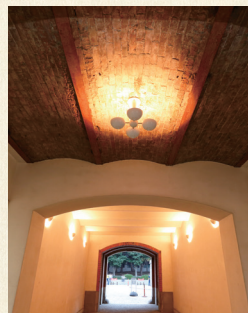
## 赤れんが棟の建築と技術

司法省の庁舎(赤れんが棟)は、明治21年(1888)に着工、7年の歳月を経て明治28年(1895)に延べ面積約1万㎡、れんが造3階建ての庁舎としてようやく完成しました。上から見ると「E」のような形をしたこの建物は、急傾斜の大屋根が威風を添えるドイツのネオ・バロック様式の建物です。

また、赤れんが棟は、耐震性が高められていたことで大正12年(1923)に発生した関東大震災にも耐えることができました。その他特徴的な工法として、鉄骨をれんがで被服した梁や、1階中央通路の天井に見られるれんがヴォールトスラブと呼ばれるアーチ構造、2階東西バルコニーのこうもり天井などが挙げられます。



(竣工後の司法省庁舎)



(ヴォールトスラブ)

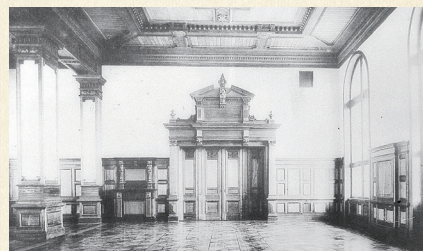


(こうもり天井)

## 赤れんが棟の歴史

赤れんが棟は、関東大震災では、ほとんど被害を受けませんでした。昭和20年(1945)の戦災により、れんがが壁とれんがが床を残して焼失しました。戦後、昭和25年(1950)までに復旧工事が行われ、その後、法務省の本館として使用されてきました。そして、平成3年(1991)に保存改修工事が始められ、平成6年(1994)に創建当時の姿に復原されました。赤れんが棟の外観は、同年12月には、国の重要文化財に指定されています。

なお、法務史料展示室(復原室)は、創建当時の司法大臣官舎大食堂を写した1枚の写真を基に、当時の姿を復原したものです。



(旧司法大臣官舎大食堂)



(法務史料展示室)



# 法務史料展示室・メッセージギャラリーの紹介

## 復原室（司法の近代化）

明治初期、わが国が近代国家への脱皮を急務とする中で、最も急がれたのが司法の組織に関する立法や刑事法等明治前期の基本法典の編纂（へんさん）事業でした。

ここでは、こうした事業における司法省の活動といわゆるお雇い外国人の貢献に関する史料を紹介しています。また、明治の著名な事件史料、法務省の沿革資料、法務行政の歴史資料などを併せて展示しています。



### 近代法典の編纂

司法省がボアソナードの協力を得て草案を作成し、元老院の審議を経て明治13年（1880）に公布された旧刑法は、近代法の原則を種々盛り込んだわが国最初の基本法典です。この草案は、司法省としての確定案です。



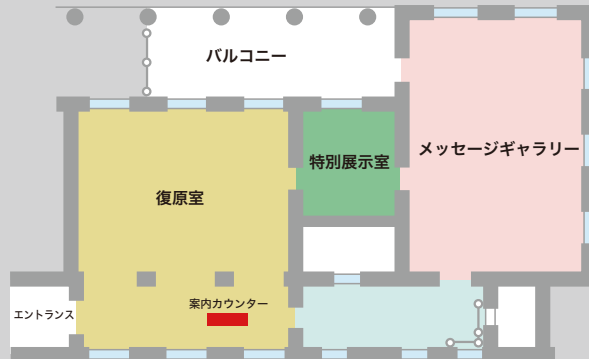
（ボアソナード） （ロessler）

### お雇い外国人

刑法、治罪法（現在の刑事訴訟法に当たるもの）、旧民法（施行されず）などの法典編纂に尽力したフランス人ボアソナード、商法の編纂に当たったドイツ人ロesslerなどがいます。

### 明治事件史

明治15年（1882）4月、自由党総理板垣退助は、関西遊説に向かう途中、岐阜において開催された党懇親会に出席した際に、暴漢に襲われました。これはその事件の一件書類です。



## 特別展示室

法務省や赤れんが棟に関連する事項の中で、皆様にご興味を持っていただけるものをテーマとした企画展示等を行っています。

### 法服

明治23年（1890）から昭和22年（1947）まで使用されていた法服の複製品を展示しています。法服の黒色はこれ以上何にも染まらないという「公平の象徴」、胸元にある植物のツタ柄の刺繍は「知識の象徴」を表しています。

刺繍は、紫色が裁判官、赤色が検察官、白色が弁護士であり、裁判官と検察官の胸元にだけ官職の証である「桐の紋」の刺繍が施されています。



### 陪審法

わが国で昭和3年（1928）から昭和18年（1943）までの16年間にわたり行われた陪審制度について展示しています。



## メッセージギャラリー

平成30年が明治元年から起算して満150年という節目の年であることから、歴史的遺産を再認識し、明治以降の歩みを次世代に遺すことを目的とした「司法の近代化」「建築の近代化」に焦点を当てた「明治150年」特集展示（赤れんが棟の建築史料の展示、わが国の司法制度の基盤形成に大きく貢献した先人の紹介、明治期に編纂された法典等貴重書の展示）を行っています。



### 建築史料の展示（建築の近代化）

赤れんが棟は、明治政府によって策定された官庁集中計画の一環として建てられた建物のうち、残存する唯一のもので。ここでは、わが国の建築の近代化を象徴する文化遺産となっている赤れんが棟の建築技術に関する史料などを展示しています。

### 赤れんが棟の誕生

赤れんが棟を設計したエンデ&ベックマン建築事務所の所員が写った写真を基に描かれたもので、ドイツに留学した河合浩蔵（赤れんが棟の現場監督）などの日本人建築家の姿も見えます。



### 関東大震災に耐えた建築技術

赤れんが棟は、碇鉄構法（ていれんてっこうほう）（各階の床下約10cmのれんが壁内に平鋼と丸鋼を埋め込む方法）による補強を始め、木梁（きばり）や外壁飾り石をれんがと定着するための金具を使用することなどによって、関東大震災にも耐えることができました。



### 赤れんが棟の模型など

昭和の改修後の赤れんが棟と平成に復原された赤れんが棟は、模型により見比べることができます。また、屋根飾り金物（突針）は、実物大のものを身近に見ることができます。





# 先人の紹介①

## 江藤新平

### 近代的な司法制度の確立に向けて力を尽くした初代司法卿

江藤新平は、天保5年（1834）2月9日、肥前国佐賀郡八戸村（現在の佐賀市八戸町）の地に佐賀藩下級藩士の子として生まれました。

当時の藩主鍋島直正は、人材育成のため、藩校弘道館を充実させるとともに、土地政策の大胆な改革を実行していました。江藤は、このような大変革の時期にもひたすら低い身分に相応の職を務めていましたが、10代の頃、この弘道館で学ぶ機会を得るのです。

安政5年（1858）、日米修好通商条約が調印され、全国各地に尊王攘夷運動が高まる中、かねてから攘夷論や開国論を唱えていた江藤は、文久2年（1862）には、木戸孝允を頼って脱藩します。

その後、江藤は、明治維新の達成に大きく寄与する佐賀藩の存在を後ろ盾に、従来より培ってきた多彩な人脈や才能を生かし、明治新政府の一員となり、頭角を表していきます。

中央政府に出仕した江藤は、明治5年（1872）4月25日、初代司法卿（現在の法務大臣）に任命されます。そして就任わずか3か月で自身が抱えてきた司法制度構想を「司法職務定制」にまとめます。

また、江藤は司法卿に就任する以前から近代民法の制定にも熱心で、民法編纂に積極的に関与しました。司法卿を辞任する直前の明治6年（1873）3月には、司法省でその成果ともいえるべき「民法仮法則」を作成しています。なお、司法省としては、速やかな施行を予定していましたが、結局実施されることはありませんでした。



（佐賀県立佐賀城本丸歴史館蔵）

## ポアソナード

### お雇い外国人として、明治期の法典編纂に尽力したフランス人法学者

明治期の法典編纂を語るに、絶対に欠くことのできない人物がフランス人法学者ポアソナードです。その代表的な法典は、明治15年（1882）施行の旧刑法、また、現在の刑事訴訟法に当たる治罪法です。

明治6年（1873）11月に、司法省のお雇い外国人として、日本の土を踏んだポアソナードの主な役目は、当初、司法省の法学教育機関で教鞭を執ることや、日本人が行う法典編纂と法制度の構築への助言を提供することとされていました。

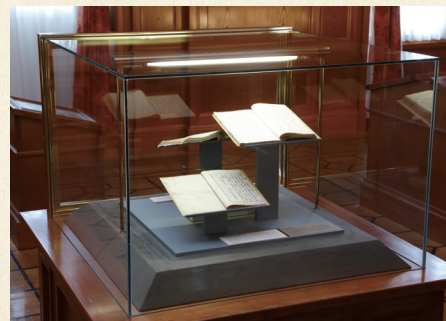
旧刑法の編纂が実際に始まってみると、日本人だけでの作業は難航しました。

そこで、それまで「編纂ノ助」であったポアソナードを司法省での編纂議論に参加させ、西欧法の摂取をより円滑に行うことが目指されました。

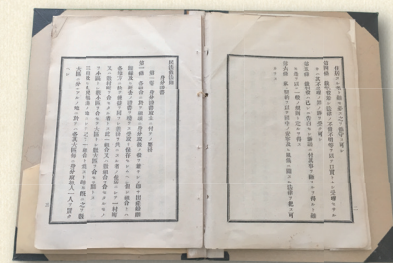
編纂作業は、ポアソナードの母国フランスの刑法典に自説を加えながらポアソナードが草案を作り、日本人の編纂委員との議論を踏まえ修正を施すという方法で進みました。

そのようにして出来上がった刑法典には、罪刑法定主義や法律不遡及の原則など、いわゆる近代西洋的な刑法学に適う規定が明文化されています。

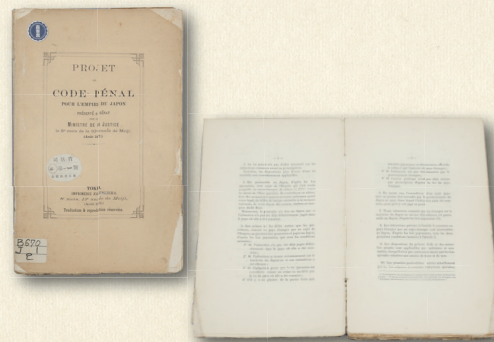
このような編纂の経緯や法典としての形式・内容をもって、日本における「近代西洋」的な法典の出発点として旧刑法が位置付けられています。



（司法職務定制）



（民法仮法則）



（日本帝国刑法草案）



（日本刑法草案直訳）



# 先人の紹介②

## たまのよふみ 玉乃世履

### 司法制度の設計と裁判実務の両面で活躍した初代大審院長

明治4年(1871)9月、司法省の一部局として「明法寮」が設けられました。明法寮とは、法律実務家を養成する「学校」の役割を担う一方、各府県における裁判担当者からの法の解釈適用に関する様々な疑問である「伺い」に対し、「指令」の形式で回答するという重要な役割を果たしていました。その活動期間は、3年半余りでしたが、ここで学んだ生徒たちは、明治、大正期に法曹・法学者・官僚として各界で活躍することとなり、その一人に後の初代大審院長となる玉乃世履が挙げられます。

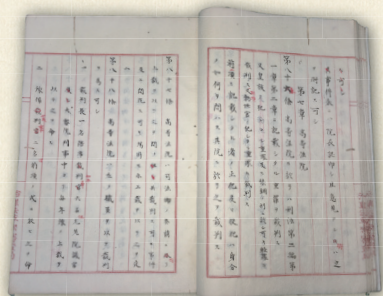
玉乃は、文政8年(1825)9月3日、岩国藩の中級士族桂家に生まれました。

少年期より儒学を能くし、後に藩の儒者玉乃九華の跡を嗣ぎますが、その間、実父の脱藩により士籍を失うなど浮沈の激しい青年期を送ります。横井小楠、吉田松陰といった当代一流の論客と交わって見聞を広め、苦学して洋式兵学を修めた玉乃は、幕末の動乱期に国元で学問に兵事に実力を発揮し、次第に重く用いられるようになりました。やがて明治2年(1869)には新政府に登用され、民部省などで裁判事務を担当し、明治4年(1871)8月、新設となった司法省に移ると間もなく権大判事に昇ります。権大判事は当時の司法省では判事の最高位です。

玉乃は、正規の法学教育を受けたことはありませんが、数々の難事件に優れた手腕を発揮し、また、法典編纂にも参与し、翻訳書を通じてフランス法の知識を身に付けました。そして明治8年(1875)、大審院の初代院長となるとさらに多くの難事件を手掛け、制度設計と実務の両面で産声を上げたばかりのわが国司法界を牽引していきました。

明治16年(1883)には高等法院裁判長として福島事件の河野広中らに有罪を言い渡しますが、政府が欲した死刑とはほど遠い軽い刑罰でした。裁判官の身分保障がない時代に、藩閥に属さぬ玉乃が示した最大限の抵抗と言えます。

明治19年(1886)8月、玉乃は自宅で自害します。遺書の存否は明らかにされず、原因は謎のままとなっています。



(玉乃が編纂に携わった『治罪法草案修正原本』)



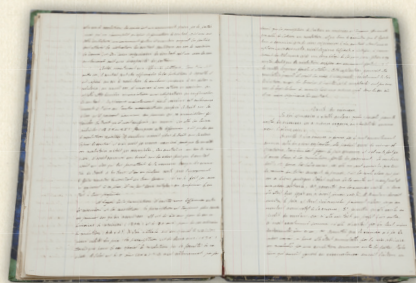
(岩国市教育委員会蔵)

## せきぐちゆたか 関口豊

### わが国の司法制度近代化の担い手となるため、フランスに留学を命ぜられた明法寮生徒

関口豊は、嘉永5年(1852)頃、湯長谷藩(現在の福島県いわき市)に生まれ、明治4年(1871)3月から湯長谷藩の貢進生として大学南校に学び、翌年に明法寮へ転じました。関口は、明法寮に代わって司法省法学校が設けられた直後、司法省から明治8年(1875)8月に留学を命じられ、フランスへ向かいました。その留学の実施について司法省が太政官へ願い出た文書には、「仏蘭西法律学生徒取立置候処追々学科進業仏蘭西大学校ノ課業ニ相耐可申ニ付上達ノ者六名ヲ精選シ仏蘭西本国へ留学」させ、「同国大学校ニ於テ修業為致実地裁判ノ景況ヲモ熟知」させることにより、「帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎」にすると述べられていることからしても、明治初年の留学生たちに寄せられた期待を読み取れます。このときは結局7名が選抜され、関口もそこに名を連ねましたが、前述のような期待に応えられるとして選ばれた関口の向学心と才気溢れる様が窺われます。なお、表紙に“Cahier Du Droit naturel”と記される関口の自筆ノートが法務史料展示室に展示されていますが、これは関口が渡欧する直前まで司法省法学校において受講したボアソナードの講義を筆記したものです。

関口は、明治8年(1875)11月にパリ大学法学部への第1回登録がなされたものの、明治12年(1879)8月に留学先で死亡し、残念ながら帰国することは叶いませんでしたが、関口の記したノートは外国法を学びながら、わが国の司法を形作ることを目指した真摯な姿を現在の我々に伝えてくれています。



(ボアソナードの講義を筆記したノート)



(関西大学年史編纂室 所蔵)



# 明治期に編纂された法典等の展示①

## 法曹の系譜

公事師・公事宿の研究  
(瀧川次郎著 昭和59年6月赤坂書院)

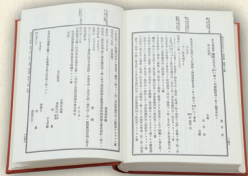
日本法制史の泰斗である瀧川次郎博士がまとめられた「公事師・公事宿」に関する網羅的な研究書である。同書に著述される題材はそれ(「第二編 公事師・公事宿概説」)に留まらず、「第一編 日本弁護士史概説」中には、上代より現代に至る「訴訟の補助者及び法律の助言者」と位置づける視点からの、その系譜への論及もなされている。さらに江戸期京都の代表的な公事宿として名高い「二条陣屋」をめぐる実証研究(分担執筆)も興味深い。



法令全書(第5巻ノ2)

「明治5年 司法省第46号達」

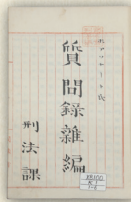
「司法職務定制」と同じ明治5年(1872)に出された、有名な法令。行政の不作为や法令違反、あるいは人々からの届出等の取扱いに問題があれば裁判所へ訴え出よというもので、「人民ノ権利」を擁護する姿勢を鮮明にしている。「司法職務定制」が検事に課した、「法憲及人民ノ権利ヲ保護」にも通じるものである。



教師質問録

「代言師考」

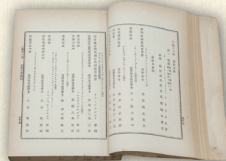
現在の弁護士にあたる「代言師」の沿革や職務についてお雇い外国人に質問し、その回答をまとめたもの。当時の政府・司法省は、さまざまな法制度について、こうした形でお雇い外国人への質問を重ね、制度立案の参考にしている。



## 明治期における法学教育の形成

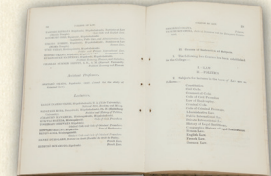
東京帝國大學一覽(従明治25年至明治26年)

帝国大学(東京帝国大学)では、学校の基本的な情報を知る要覧がほぼ毎年刊行されていたが、これは南校の時代に始まった(戦後の東京大学でも、昭和45年(1970)まで刊行された)。展示した史料は、帝国大学時代の明治25年(1892)から同26年にかけてのもので(当時始まっていた)、学年暦、大学組織、各学設置科目などが掲載されている。展示の頁には法科大学の教員とその担当科の情報があり、当該時期の法学教育の様子を知ることができる。



The calendar (1899-1900)

『帝国大学一覽』(『東京帝国大学一覽』)は英文のものも刊行されており、その体裁は西洋の大学で用いられていたものであった。展示した史料は、東京帝国大後の明治32年(1899)から同33年にかけてのもので、展示の頁には法科大学法律学科・政治学科における開講科目が掲載されている。



法典調査会 民法総会議事速記録(第1巻)

民法典論争ののち、旧民法の施行が延期になったことを受けた法典調査会の議事録。作業を進める途中で時間の短縮と効率化を図るために、審議の場が「委員」から構成される委員会に一本化された。調査会が発足した当初は、主査委員会が用意した草案を総会で検う2段階で審議を行うこととなっていた。展示史料には、そのよ

その第1回目が行われた明治26年(1893)4月28日の審議では、編纂の方法や組織の編成などが確認された。展示の頁は、その示された「法典調査ノ方針」の冒頭部分であるが、第1条で旧民法の「修補修正」であることが定められている。もっとも、編別についてはこの作業と明記されている。また、この作業が定めておられるパンデクテン方式を採用することが定められており、旧民法が抛うスティトゥーション方式から言われていることも看取でき



## 民法典論争

ボアソナード氏起稿 注釈民法草案 財産編、人権之部(第1巻)

「第二篇 財産」

『ボアソナード氏起稿注釈民法草案』は、ボアソナードがフランス語で書いたProjét de Code civil pour l' Empire du Japonを司法省内で翻訳したものである。これらは明治13年(1880)の初めにまとめられたが、ボアソナードが司法省へ提出した草案および注釈書としては、最初のもといわれている。その内容は、民法第2編第1部の物権(全313条)と、第2部人権(全287条)から構成されているが、『注釈民法草案』にみえる「人権」とは、フランス語における「債権」の翻訳であり、ボアソナードは当初から、民法典の財産に関わる部分のみを担当することとされていたことがわかる。



民法編纂ニ関スル裁判所及司法官意見書(上)

「第七章 縁組」

全国の裁判所や府県知事等へ宛てて、法律取調委員長を務めていた司法大臣山田顕義の名により、法律取調委員会のもとで作成されたいわゆる旧民法人事編「第一草案」が明治21年(1888)10月に配布され、同案に関する意見が広く求められた。『民法編纂ニ関スル裁判所及司法官意見書』には、それに対する回答が各条文別に列記されている。



展示された頁は、養子制度の離縁に関して寄せられた意見の冒頭である。従来の慣習を重視する立場から、「第一草案」が離縁を禁止したことに対する反対意見なども綴じられており、民法典の編纂に積極的に関与する日本人たちの姿勢を窺うことができよう。

法例 民法人事編 民法財産取得編(続)  
法例 民法財産取得編 民法人事編 合本

旧民法の財産に関わる規定はボアソナードが起草することとされていた一方、家族法の部分については、日本人が編纂することとされており、その成果として司法省の法律取調委員会が「法例 民法人事編民法財産取得編(続)」をまとめた。表紙に「法律取調委員会ヨリ内閣へ提出セシ分」と書かれているように、同案は明治23年(1890)4月に内閣に提出されたうえで、元老院へ付されることとなった。

展示の頁は、離婚原因としての姦通に関する規定であり、元老院の審議中になされたと考えられる朱書きの訂正が看取できる。そして、この修正後の文言が旧民法に引き継がれていることも指摘されており、民法典論争で主たる争点に数えられた戸主制度を考察するための重要な素材であると考えられている。



民法典論争とは

明治23年(1890)4月21日および同年10月7日に公布され、明治26年1月1日からの施行が予定されていた民法典(いわゆる「旧民法」)について、その施行の可否をめぐる繰り広げられた論争である。延期派と断行派の対立が深まる中で、明治25年11月24日当該民法典の施行が、ひとまず見送られることとなった。



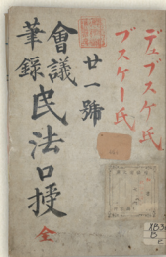
# 明治期に編纂された法典等の展示②

## 民法前史

### 会議筆録 民法口授 (全)

本書は、明治5年(1872)10月から翌年にかけておこなわれた司法卿江藤新平主宰の民法会議を筆録したものである。法務図書館には類似の史料が複数所蔵されているが、展示史料は原型に近い写本と推測される。

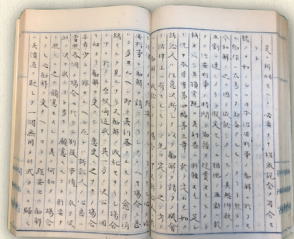
表紙の「ブスケー氏」・「デュブスケ氏」はそれぞれ、お雇い外国人のGeorges Hilaire Bousquet, Albert Charles du Bousquetを指す。両者は本会議に講師として参加した。史料にみえる「㊦」は、ジョルジュ・ブスケの発言であることを示している。展示された頁は婚姻適齢に関する部分。



### 哲憑氏訴訟規則案説明書 (第5回)

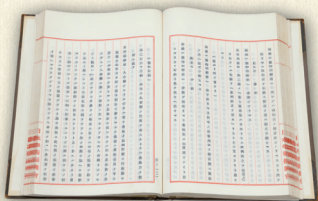
民事訴訟法案を起草したテヒョーの、勸解に対する評価が記されている。

彼は、勸解を訴訟の前に必ず試みること(勸解前置主義)は否定しつつ、こうした制度の意義については肯定的に評価している。



### 法典調査会 民法議事速記録 (第10巻)

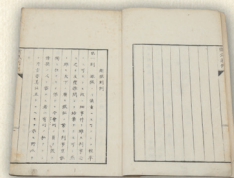
民法典中、入会について議論が行われている場面で、民法典起草者の一人である富井政章の発言部分。富井は入会について、慣習を調査して規定が必要だと考えたが、慣習が地方によって異なるために、抽象的な条文になったと述べている。



## 刑事裁判の近代化

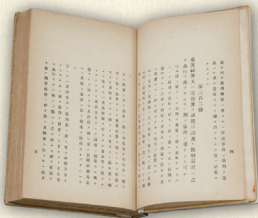
### 断獄則例

明治6年(1873)2月24日、司法卿より各裁判所へ配布された刑事裁判手続に関する通則。全10丁。



### 治罪法草案註解 (第3編)

明治12年(1879)9月に司法省において完成した「治罪法草案」の註解。草案はその後、治罪法草案審査局・元老院会議での修正・審査を経て明治13年7月17日に公布、同15年1月1日よりの刑事訴訟法の3代前の刑事裁判手続に関する一般法として位置づけられる。



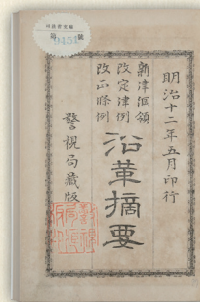
成した「治罪法草案」の註解。議での修正・審査を経て明治13年7月17日に公布、同15年1月1日よりの刑事訴訟法の3代前の刑事裁判手続に関する一般法として位置づけられる。

展示の頁では、刑事裁判の公開に関する第263条の草案について解説されている。なお、治罪法は編纂の最終段階で重罪裁判所における陪審の規定を削除した。

### 新律綱領、改定律例、改正条例 沿革摘要

本書は、明治12年(1879)に警視局蔵版として刊行された明治初期刑事法の沿革と当時の現行法を明らかにしたものである。「律」の改正は、改正前の規定の効力停止を意味し、条文は削除されないため、有効な法を知ることは難しかったといわれる。

展示された頁は白自必要主義の廃止に関する部分である。朱書きは効力停止となった改定律例第318条であり、その次に新しく定められた明治9年太政官第86号布告が収められている。

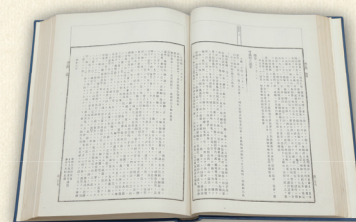


## 前近代の正義と近代の正義 - 復讐の禁止

### 法規分類大全 (刑法門1)

#### 「復讐ノ儀」

明治3年(1870)の半ば、わが国初の統一刑法典『新律綱領』編纂も大詰め差し掛かるころ、不可罰とされていた「復讐」について、一部違法化、具体的には「擅殺」(司法機関への告知なしに仇を殺す)のみ処罰対象に繰り入れることを企図する刑部省の何に対し、下問を受けた大学の「博士」らは処罰不可を主張する。ところが助教らが刑部省の案に賛同する意見を表し、制度局(文字通り、新政府の制度設計を担った組織)も賛成、刑部省が再度一部違法化を何出て認められるまでの議論が記されている。



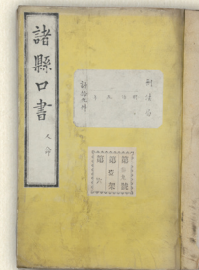
#### 「復讐ヲ禁ス」

従来の方針を一変し復讐を厳禁とした明治6年(1873)2月7日第37号布告。前年7月に司法省が提出した何と、この何に対する左院(立法機関)の瑣末な意見も残されている。

### 諸縣口書

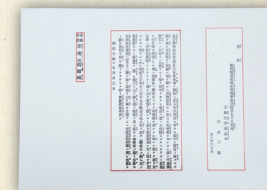
#### 「加賀本多家仇討事件の何指令」

石川県が提出した擬律何に対し、明治5年(1872)8月に司法省が下した指令。司法省は「故主ノ讐ヲ復ント欲シ人ヲ謀殺スル者」と、復讐の意思を持った殺人であることを認めている。なお石川県からの何には復讐の文字は見られない。



#### 復讐奇譚 倭魂故郷廻錦 (梅亭化作編 明治19年11月昔々堂)

白井六郎事件について書かれた梅亭化作「復讐奇譚 倭魂故郷廻錦」に引用された判決文。短い文章だが、六郎の父母の遭難から一瀬直久を討つと決意した理由までが記されている。



(抜粋)



# 法務省の沿革（年表）

## 明治

| 年月日             | 事項                                |
|-----------------|-----------------------------------|
| 元年(1868)1月17日   | 太政官内に刑法事務科を設置、後に刑法事務局を経て刑法官となる    |
| 2年(1869)5月22日   | 弾正台を設置                            |
| 7月8日            | 刑法官を廃止、刑部省とする                     |
| 3年(1870)12月20日  | 新律綱領を頒布                           |
| 4年(1871)7月9日    | 刑部省と弾正台を廃止、司法省とする                 |
| 5年(1872)4月25日   | 初代司法卿に江藤新平就任                      |
| 8月3日            | 司法職務定制を制定                         |
|                 | 司法省の事務を分けて、裁判所、検事局、明法寮とする         |
| 11月29日          | 監獄則を頒布                            |
| 6年(1873)6月13日   | 改定律例を制定(7月10日施行)                  |
| 11月15日          | フランス人法学者ポアソナード来日                  |
| 8年(1875)4月14日   | 大審院を設置(初代大審院長 玉乃世履)               |
| 5月4日            | 明法寮を廃止                            |
| 9年(1876)2月22日   | 代言人規則を制定                          |
| 10年(1877)5月     | 民事慣例類集を刊行                         |
| 13年(1880)7月17日  | 刑法、治罪法を制定(15年1月1日施行)              |
| 18年(1885)12月22日 | 司法卿の職制を廃止、司法大臣とする(初代司法大臣 山田顯義)    |
| 19年(1886)4月24日  | ヴィルヘルム・ベックマン来日                    |
| 8月13日           | 登記法、公証人規則を制定(20年2月1日施行)           |
| 20年(1887)5月4日   | ヘルマン・エンデ来日                        |
| 21年(1888)10月    | 司法省庁舎(赤れんが棟)着工                    |
| 22年(1889)2月11日  | 大日本帝国憲法を公布(23年11月29日施行)           |
| 23年(1890)2月10日  | 裁判所構成法を公布(11月1日施行)                |
| 4月21日           | 民法(財産編、財産取得編、債権担保編、証拠編)を公布(施行されず) |
|                 | 民事訴訟法を公布(24年1月1日施行)               |
| 4月26日           | 商法を公布(施行されず)                      |
| 10月7日           | 刑事訴訟法を公布(11月1日施行)                 |
|                 | 法例、民法(財産取得編、人事編)を公布(施行されず)        |
| 26年(1893)3月4日   | 弁護士法を公布(5月1日施行)                   |
| 3月22日           | 法典調査会を設置(総裁 内閣総理大臣伊藤博文)           |
| 28年(1895)12月27日 | 司法省庁舎(赤れんが棟)新築竣工                  |
| 29年(1896)4月27日  | 民法(第一編～第三編)を公布(31年7月16日施行)        |
| 31年(1898)6月21日  | 法例、民法(第四編、第五編)、戸籍法を公布(7月16日施行)    |
| 32年(1899)2月24日  | 不動産登記法を公布(6月16日施行)                |
| 3月9日            | 商法を公布(6月16日施行)                    |
| 3月16日           | 国籍法を公布(4月1日施行)                    |
| 33年(1900)4月26日  | 監獄局を設置(内務省から移管、36年に監獄を直轄とする)      |
| 40年(1907)4月24日  | 刑法を公布(41年10月1日施行)                 |
| 41年(1908)3月28日  | 監獄法を公布(10月1日施行)                   |
| 4月14日           | 公証人法を公布(42年8月16日施行)               |

## 大正

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| 3年(1914)3月31日  | 戸籍法を公布(4年1月1日施行)                |
| 11年(1922)4月17日 | 少年法、矯正院法を公布(12年1月1日施行)          |
| 5月5日           | 刑事訴訟法を公布(13年1月1日施行)             |
| 12年(1923)4月18日 | 陪審法を公布(昭和3年10月1日施行、昭和18年4月1日停止) |

## 大正

| 年月日            | 事項                    |
|----------------|-----------------------|
| 12年(1923)9月1日  | 関東大震災                 |
| 15年(1926)4月24日 | 民事訴訟法を公布(昭和4年10月1日施行) |

## 昭和

|                |   |
|----------------|---|
| 8年(1933)5月1日   | 弁護士法を公布(11年4月1日施行)                            |
| 20年(1945)3月10日 | 東京大空襲により司法省庁舎(赤れんが棟)全焼                        |
| 8月15日          | 終戦  |
| 21年(1946)7月12日 | 司法法制審議会を設置                                    |
| 11月3日          | 日本国憲法を公布(22年5月3日施行)                           |
| 22年(1947)4月16日 | 裁判所法、検察庁法を公布(5月3日施行)                          |
| 5月3日           | 裁判所独立、検察庁発足                                   |
| 12月22日         | 民法(第四編、第五編)、戸籍法を公布(23年1月1日施行)                 |
| 23年(1948)2月15日 | 司法省を廃止、法務庁を設置(初代法務総裁 鈴木義男)                    |
| 7月10日          | 刑事訴訟法を公布(24年1月1日施行)                           |
| 7月15日          | 少年法、少年院法を公布(24年1月1日施行)                        |
| 11月1日          | 赤れんが棟復旧工事着工                                   |
| 24年(1949)5月31日 | 犯罪者予防更生法を公布(7月1日施行)                           |
| 6月1日           | 法務庁を法務府に改める                                   |
|                | 法制審議会を設置                                      |
| 6月10日          | 弁護士法を公布(9月1日施行)                               |
| 25年(1950)5月4日  | 国籍法を公布(7月1日施行)                                |
| 12月20日         | 赤れんが棟復旧工事竣工                                   |
| 26年(1951)10月4日 | 出入国管理令(56年6月12日「出入国管理及び難民認定法」に改称)を公布(11月1日施行) |
| 27年(1952)4月28日 | 平和条約発効  |
| 7月21日          | 破壊活動防止法を公布(同日施行)                              |
|                | 公安調査庁、公安審査委員会を設置                              |
| 8月1日           | 法務府を法務省に改める(初代法務大臣 木村篤太郎)                     |
|                | 法制意見長官を廃止(内閣法制局に移管)                           |
|                | 入国管理局を設置(外務省から移管)                             |
| 37年(1962)5月16日 | 行政事件訴訟法を公布(10月1日施行)                           |
| 54年(1979)3月30日 | 民事執行法を公布(55年10月1日施行)                          |

## 平成

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 元年(1989)12月22日 | 民事保全法を公布(3年1月1日施行)                |
| 2年(1990)7月1日   | 中央合同庁舎第6号館A棟落成                    |
| 3年(1991)1月9日   | 赤れんが棟保存改修工事着工                     |
| 6年(1994)8月1日   | 赤れんが棟保存改修工事竣工                     |
| 12月27日         | 赤れんが棟が国の重要文化財に指定(外観のみ)            |
| 7年(1995)6月6日   | 法務史料展示室一般公開開始                     |
| 16年(2004)5月28日 | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律を公布(21年5月21日施行) |
| 17年(2005)6月6日  | メッセージギャラリー開設                      |
| 30年(2018)7月2日  | 「明治150年」特集展示一般公開開始                |

本パンフレットの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。